【昭和46年3月3日 法律第4号】

（改正後）

第十四条　削除

（改正前）

第十四条　有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に関する目論見書に記載されるべき内容については、前条第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前六箇月以内の日の現在の事実に合致したものでなければならない。

【昭和41年6月23日 法律第85号】 （改正なし）

【昭和40年5月28日 法律第90号】 （改正なし）

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第十四条　有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に関する目論見書に記載されるべき内容については、前条第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前六箇月以内の日の現在の事実に合致したものでなければならない。

（改正前）

第十四条　有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に関する目論見書に記載されるべき内容については、前条第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前一年以内の日の現在の事実に合致したものでなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】 （改正なし）

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第十四条　有価証券に関し第四条第一項の規定による届出がその効力を生じた日から一年を経過した後において使用される当該有価証券に関する目論見書に記載されるべき内容については、前条第二項の規定は、これを適用しない。この場合においては、当該目論見書に記載されるべき内容は、その使用前一年以内の日の現在の事実に合致したものでなければならない。

②　前条第三項乃至第六項の規定は、前項の場合に、これを準用する。